地域密着型金融の恒久的な取組み計画 (平成21・22年度) の進捗状況

地域密着型金融取組み実績(平成21~22年度)

- (1) ライフサイクルに応じた取引先企業の支援の一層の強化
 - イ. 創業・新事業支援機能の強化

産学官および外部機関等との連携を更に強化し、地域の中小企業の創業・新事業展開ならびに育成を支援しております。「千葉元気印企業大賞」「ベンチャークラブちば」(注1)および「ベンチャーカップ CHIBA」(注2)などベンチャー企業を中心に支援する取組みを強化し、千葉県内における創業企業発掘・支援活動に努めてまいりました。特に「千葉元気印企業大賞」では、これまでの運営全てに共催し、参加企業の推薦により、お取引先企業の技術やサービスを広く紹介することで、事業発展への支援を継続してまいりました。また、「ベンチャークラブちば」で行われたビジネスプラン発表会へ発表企業を推薦し、お取引先の持つ優れたノウハウを紹介することで、企業価値向上のお手伝いをしております。

この他にも、「千葉大学オープンリサーチ」の後援や、千葉商科大学大学院客員教授のコーディネートによる講座の開催などにより、お取引先企業に対し新たな"気付き"のきっかけを提供してまいりました。

また、千葉県の主要産業のひとつである農業につきましても、平成21年11月に千葉県農業信用基金協会と提携した保証付融資(注3)の取扱いを開始し、農業事業者への円滑な資金提供手段を拡充するとともに、さらには、農業関連専担者の採用・配置や行員による農業経営アドバイザー(注4)の資格取得などにより、農業自体だけでなく農商工連携によるアグリビジネスの活性化にも注力しております。

- (注1) 「ベンチャークラブちば」は平成14年3月18日、千葉県経済団体を中心に、千葉県、金融機関、証券会社、監査法人等が参画して発足。ベンチャー企業の創出や事業促進、株式公開等に向けた支援を推進している投資会社、監査法人、銀行等のネットワーク化により、公的支援とも連携しながら地域経済の活性化に取り組むもので、当行も発足当初より実施委員会の一員となっております。
- (注2) 「ベンチャーカップ CHIBA」とは、財団法人千葉市産業振興財団が「ベンチャークラブちば」との共催により開催している表彰制度です。
- (注3) 農業信用保証保険法に基づき、農業者等が必要とする資金の円滑な融通を図るために設立された公的な保証機関「千葉県農業信用基金協会」が保証限度額の範囲内で保証する融資商品です。
- (注4) 平成 17 年に農林漁業金融公庫(現 日本政策金融公庫)が、質の高い農業経営支援を行うために各種(農業簿記、農地制度、農業政策、労務管理、経営診断、マーケティング)のノウハウを持つ人材を育成することを目的として創設した制度。農業経営アドバイザー審査会が年2回実施する試験・面接に合格した者に「日本政策金融公庫 農業経営アドバイザー試験合格者」の呼称が与えられる。

口、取引先企業に対する経営相談・支援機能の強化

多くの企業が課題とする売上向上について、販路拡大の有効な手法であるインターネット販売を紹介する「ネットショップ活用」セミナーを平成22年6月に開催し、44社66名の方にご参加いただきました。また、聖徳大学短期大学部と連携し、千葉県産食材を中心とした商材を調理・試食・即売する「千産千商2010」を平成22年9月に開催し19社の企業に出展いただきました。聖徳大学を会場とすることにより、学生や地元地域の主婦層をターゲットにしたマーケティングの場ともなり、出展企業からは新たなビジネスのヒントになったとの評価をいただいております。

平成23年2月には、医療機関の経営者を対象とした『ちば興銀 医業経営カンファレンス』を開催し、39社48名の方にご参加いただきました。医業を取り巻く環境の変化にどのように対応していくべきか等の講演に続き、経営上の悩みについて専門家と直接意見を交わすことができるプログラムとしたことにより、多くの参加者から好評をいただきました。

企業の持続的な成長を支援するための仕組みである「経営品質向上プログラム」の実践をサポートする「次世代経営研究講座」を平成 21 年 11 月から平成 22 年 4 月までに 2 会場で各 12 回開催し 6 社のお取引先企業にご参加いただきました。また、各営業店単位のお客さまの集まりである『興友会』においても経営品質向上プログラムを紹介する講演を 7 会場(21 年度 5 会場、22 年上期 2 会場)で開催したほ

か、当行が運営するお取引先企業の次世代経営者育成支援の会である「ちば興銀『経営塾』」においても紹介を行うなど、多くのお客さまに企業変革の手法をご案内しております。

また、中小企業オーナーの深刻な課題である「事業承継」問題について、平成 21 年度の税制改正を受けて創設された「新事業承継税制」の解説や個別相談を行う「2 代で考える事業承継セミナー」を平成 21 年 12 月に開催するなど、その課題解決に向けた支援に注力してまいりました。

「ちば興銀『経営塾』」は、平成20年10月にスタートした第3期生が平成22年8月に卒業し、平成22年10月からは新たに第4期がスタートしております。「ちば興銀『経営塾』」は、地元企業の後継経営者の育成支援策であるとともに、事業承継等に関するソリューション機能の提供の場ともなっており、引続き積極的に取組んでまいります。

また、「事業承継」に対する経営相談・支援機能強化のため、ファイナンシャル・プランニング技能士(2級中小事業主資産相談業務)の資格取得を推奨し、自己啓発支援制度「土曜セミナー」の活用による資格取得支援等を実施した結果、平成21年4月より、新たに52名が当資格を取得しております。

ハ. 景気後退局面における「資金繰りサポートをはじめとした地域中小企業支援活動の強化」 (イ)経営改善支援による取引先企業の支援・育成

「緊急保証制度」「貸出条件緩和債権の要件緩和」を活用したお取引先企業の資金繰りサポートを図るとともに、「中小企業金融円滑化法」施行による条件緩和申出先に対する適切な対応と経営改善指導に積極的に取組んでまいりました。さらに、厳しい経済環境を乗り越えるための「コンサルティング機能を発揮した経営課題解決に向けたサポート支援」をより一層強化すべく取組んでおります。

平成 22 年度においては、取引先企業の足下業績・資金繰り等のモニタリングを強化したうえで、今後業績悪化懸念のある一部正常先を含め要注意先~破綻懸念先の中から 316 先を経営改善支援先として選定し、平成 23 年 3 月期までに累計 37 先のお取引先企業の債務者区分のランクアップを実施いたしました。今後も、お取引先に対する経営アドバイス・資金繰り体制再構築・経営改善計画策定支援を実施してまいります。また、事業継続性を検証するための事業評価の実施、実現可能性の高い計画策定支援を実施するため、企業規模に応じて中小企業再生支援協議会(注5)及び経営コンサルティング会社等の外部専門機関を積極的に活用してまいります。

平成 23 年 3 月 11 日に発生した東日本大震災につきましては、県内罹災者への支援が罹災者の災害復旧および事業再建だけでなく、当行の営業基盤である地域社会の復旧及び再建にもつながるとの対応方針のもと、営業部店に「東北地方太平洋沖地震にかかる融資等ご相談窓口」を開設いたしました。また被災者向け休日特別相談会を同月中に実施し、お取引先中小企業の被害復興資金の相談及び貸出返済に関する相談等に積極的に対応しておりますが、今後も県内被災地における特別相談会の開催等を実施してまいります。

なお、現場(営業店)において取引先企業に対する経営アドバイス・経営改善計画策定支援に対応できる行員の育成のため、従来から実施している「経営改善計画策定研修会」に加え、「企業支援力育成基礎研修会」を実施いたしました。今後も、行員の経営改善支援目線の目利き能力と経営改善支援力の向上を図ってまいります。

(ロ) 取引先企業に対する事業再生支援

地域金融機関として、地元中小企業の事業再生及び従業員の雇用確保は最大の使命であると認識し、抜本的な事業再生支援が必要な取引先企業に対し、引続き中小企業再生支援協議会(注5)・事業再生 A D R (注6)・企業再生支援機構(注7)・R C C (注8)・外部コンサルティング会社と連携した再生支援に積極的に取組んでおります。平成21年4月以降、中小企業再生支援協議会の経営改善計画承認先数累計が12先、R C C 事業再生スキーム活用による事業再生2先、その他、中小企業再生支援協議会により、現在経営改善計画策定中8先、R C C 事業再生支援対応先1先となっております。

今後も、抜本的な事業再生支援のため中小企業再生支援協議会等を積極的に活用し、再生手法として協議会版DDS (注 9)・RCC企業再生スキーム(注 10)・千葉中小企業再生ファンド(注 11)を活用してまいります。

- (注5) 産業活力再生特別措置法により各都道府県に設置され、企業再生に関する専門家が常駐し、公平・中立 な機関として金融機関調整と再建計画策定支援を実施する公的な協議会です。
- (注6) 事業再生についての「特定認証紛争解決事業者」として法務省の認定を受け、かつ産業活力再生特別措

置法により経済産業大臣の認定を受けた事業者により行う事業再生です。平成 22 年 3 月末現在、事業再生実務家協会のみが認定業者です。

- (注7) 平成 21年、企業再生支援機構法により設立され、金融機関から債権の買取等により企業の再生を支援いたします。支援先企業名は公表されます。
- (注8) 平成 11 年、住宅金融債権管理機構と整理回収銀行が合併し称号を整理回収機構(RCC)に変更いたしました。本来業務は不良債権の回収ですが、「企業再生第2部」が再生案件を担当いたします。
- (注9) DDSとは、デット・デット・スワップの略で借入を資本的劣後ローンに変更することです。協議会版 DDS の場合、金利は 0.4%程度で 15年一括返済。金融検査マニュアルにおいて債務者区分の判断において資本とみなすことができます。
- (注 10) RCCの再生業務は、企業再編ファンドスキーム・再生型信託スキーム等多岐にわたっております。RCC を活用することにより期限切れの青色繰越欠損金の活用等の税制上のメリットがあります。
- (注 11) 「官民一体型地域再生ファンド」として平成 18 年に出資約束金額 20 億円で組成されました。中小企業基盤整備機構が出資約束金額の 45%を出資し、地域金融機関等が残りを出資しております。中小企業の事業再生案件について出資する公的ファンドです。

(2)事業価値を見極める融資手法をはじめ中小企業に適した資金供給手法の徹底

イ. 本部支店業務部「ソリューション支援室」(旧営業統括部リレーション強化チーム)では、各メンバーの専門性の高い知識を活かし、より高度なニーズ・案件に係る対応および営業店への支援を実施し、 資金供給を主としてお客さまに最適のソリューション機能提供を行っております。

また、過度に保証・担保に依存しない資金供給手段の取組みとして、売掛債権や在庫などの動産を活用した資金提供を実施しております。具体的には、診療報酬・調剤報酬・手形債権を流動化する債権流動化プログラムを6先に対して提供し、また債権譲渡担保による融資につきましても当2ヵ年において229件の取扱いをしております。

また、前述の千葉県農業信用基金協会との提携による農業者向け融資制度につきましては、8 件 103 百万円の資金提供を実行しております。

ロ. 業績悪化企業に対しては、応急措置として「緊急保証制度」活用等による取引先企業の資金繰りサポートを実施するとともに、並行して経営課題解決に向けた経営改善計画策定支援を実施しております。 今後もより一層強化すべく取組んでまいります。

経営改善計画を策定した取引先企業に対しては、経営指導等のモニタリングを継続し、当行独自の融資制度であります「経営改善中小企業者向け融資制度」を活用しサポートを実施してまいります。

ハ. 中小企業再生支援協議会支援決定先等の再生企業に対するエグジットファイナンスについても、再生 の実現性を十分検証したうえで、地元金融機関及び政府系金融機関との協調融資を前提に検討してまい ります。

(3)地域の情報集積を活用した持続可能な地域経済への貢献

- イ、当行の情報機能・ネットワークを活用した支援
- (イ)事業承継問題への対応として、本部・営業店の連携により、二一ズ発生が見込まれるお取引先企業 へのアプローチとフォローを継続的に行うとともに、具体的な二一ズが発生した場合には、提携す る税理士法人などと協力し、ソリューションのご提供、ご提案を行っております。

また、事業承継の出口のひとつであるM&Aについても、当行のネットワークを活用した提案を行い、成約案件も発生しております。

(ロ)事業後継者の育成支援を目的としたちば興銀「経営塾」では平成 22 年度の活動として、中国経済 視察、長寿企業研究などのカリキュラムを取り入れております。今後も、中期経営計画策定講座や 各種視察会など知識・見聞を広げるためのカリキュラムを提供し、次世代経営者育成支援に引続き 取組んでまいります。

一方、子供たちへの次世代育成の取組みとして、平成 21 年 11 月に金融経済教育の普及を図るための「全国高校生金融経済選手権大会(エコノミクス甲子園)」(注 12)千葉大会第 1 回大会を主催いたしました。この他、小学生を対象とした金融教室(サマーキッズスクール)をはじめ、中学生への銀行業務紹介、大学生のインターンシップ受入れなども継続して実施しており、千葉県の明日を担う子どもたちの育成に、地域と連携して積極的な貢献をしております。

(注 12) エコノミクス甲子園とは、NPO 法人金融知力普及協会が次世代を担う高校生へ金融経済教育の普及を図るために開催するク

イズ選手権です。全国大会の予選として各地で地方大会が行われます。(後援:千葉県・千葉県教育委員会・千葉県金融広報 委員会)

- (ハ) 前述の「千葉元気印企業大賞」 (フジサンケイビジネス・アイ主催、当行共催) につきましては、 千葉県知事賞が大賞となる本表彰制度は過去 16 回開催されておりますが、その全てにおいて当行も 多数の企業を推薦し、この中から多くの企業が受賞しております (前回時、25 社を推薦)。今後も 当制度の活用などにより、積極的にお取引先企業の優れた技術・サービスを広く紹介してまいります。
- (二) みずほコーポレート銀行とは平成 19 年 11 月に「地域社会貢献融資に関する業務協力覚書」を締結しており、同行の持つ豊富なノウハウと当行の地域情報をコラボレーションさせ、金融面からの地域活性化を図っております。

口、地域の利用者保護の徹底と利便性向上

お客さまからの信頼・ご期待にお応えしていくためには、お客さまの視点から業務の適切性を確保するとともに利便性の向上を図っていくことが大変重要であると考え、「お客さま保護等管理の基本方針」に基づき、お客さま保護管理態勢を一層強化することを目的として、常務取締役を委員長とする「お客さま保護等管理委員会」を設置・開催しております。その中で、説明義務を果たす態勢の一層の充実、お客さまから寄せられたご意見・要望・苦情への対応態勢の一層の充実、お客さま情報の管理態勢の一層の強化・充実、お客さまとの取引に係る利益相反の状況に応じた適正な対応を実施するための管理態勢の充実を図っております。

(イ)地域の利用者保護を徹底するため、商品・サービスの説明および情報提供を適切かつ十分に行い、 法令改正や苦情・相談事例、問題事例等を踏まえた各種行内マニュアルの改定を行い、各種研修・勉 強会を通じ、行員への周知徹底および教育を行い、また広告等の審査体制充実によるお客さまの適切 な判断に役立つ表示に努めております。

また、行内における情報セキュリティに関しての管理態勢の強化や情報セキュリティ管理システムの 充実に着手する等、お客さま情報管理態勢の強化を図っております。

- (ロ)金融商品取引法等の改正に伴い、平成22年10月より裁判外紛争解決制度(金融ADR制度)への対応に係る行内態勢を構築しております。お客さまからの苦情等のお申し出に対しては誠意を尽くし説明責任を充分に果たすよう取組んでおりますが、同制度の趣旨を徹底し、より一層お客さまにとって納得感のある紛争解決に向けた対応の強化を図っております。
- (ハ) 金融円滑化法への対応として、当行は金融円滑化に向けた取組みを推進するため、頭取を委員長とする「金融円滑化推進委員会」を設置し、同委員会を中心に金融円滑化管理態勢の充実・強化に取組んでおりますが、その取組みにおいては、お客さまの視点に立った適正な対応が必要であることから、「お客さま保護等管理委員会」とも連携しながら取組んでおります。
- (二) お客さまの利便性向上を目指して、「お客さまの声カード」「お客さまアンケート」等によりお客さまのニーズを吸収し、商品・サービスへの反映に努めてまいりました。

特にお客さまからのご意見、ご要望の多い会員制ポイントサービスであるコスモスクラブのサービス 見直しについては、今後も継続して取組んでまいります。

また、高齢者・障がい者に配慮した取組みの促進として、全営業店に配布した「ハートフル応対マニュアル」により、受入態勢を徹底しております。

今後もお客さまの声に真摯に耳を傾け、引続き「お客さまに信頼される商品等説明管理・情報管理・ 利益相反管理・サービス管理等を行い、顧客保護管理態勢を堅固なものとする」取組みの充実を図り、 利用者保護の徹底とともに利便性向上に努めてまいります。

ハ. 当行の地域貢献活動等に関する情報開示の充実

当行の地域社会・地域経済への貢献活動に関してお客さまに正しくご理解いただけるよう、ミニ·ディスクロージャー誌、ディスクロージャー誌、ホームページ等さまざまな情報媒体を利用して情報開示の充実に努めてまいりました。また、タイムリーなニュースリリースやマスコミ取材対応により、報道機

関を通じた紙面での積極的な情報開示等、パブリシティー強化に努めました。ディスクロージャー誌においては、正確な情報開示を可能にするべく、カラーユニバーサルデザイン^(注 13)を導入したほか、次世代育成への取組みをはじめとする地域貢献活動の様子を撮影した写真を掲載する等、できるだけわかりやすい情報開示に努めてまいりました。今後とも、CS、環境への取組み、地域貢献活動等地域に特化した CSR 活動を推進し、これら当行の企業活動に関する積極的な情報開示を行ってまいります。

(注 13) カラーユニバーサルデザインとは多様な色覚を持つさまざまな人に配慮して、なるべく全ての人に情報がきちんと伝わるように利用者側の視点に立ってつくられたもので、実際の照明条件や使用状況を想定して、どのような色覚の人にもなるべく見分けやすい配色とし、また「形の違い」「位置の違い」「線種や塗り分けパターンの違い」などを併用し利用者が色を見分けられない場合にも確実に情報が伝わる等の工夫をしたデザインです。

2. 数値目標の進捗状況

取組み項目	数値目標 (平成 21 年 4 月 ~23 年 3 月)	平成 21 年 4 月 ~23 年 3 月の実績	進捗率(%)
各種ベンチャー企業の表彰制 度への推薦	10 社	5 社	50%
各種講演会、セミナーの開催 数	50 回以上	89 回	178%
創業・新事業支援融資	150 件	186 件	124%
営業斡旋、ビジネスマッチン グ等の提案件数	500 件以上	444 件	88%
経営改善支援取組み率(注 1)	13%以上	12.4%	95.3%
経営改善支援先に対する経営改 善計画策定先数	30 先以上	77 先	256.6%
経営改善支援先に対する債務者 区分ランクアップ率(注 2)	15%以上	16.7%	111.3%
再生計画策定率(注 3)	5%以上	12.2%	244%
事業再生に向けた取組み先数 (注 4)	5 先以上	21 先	420%
個人保証・不動産担保に過度 に依存しない融資	「動産・債権譲渡担保 融資案件」200件 「顧客債権流動化取扱 先数」 10先	「動産・債権譲渡担保 融資案件」229 件 「顧客債権流動化取扱 先数」 6 先	融資案件 114% 取扱先数 60%
2級ファイナンシャルプラン ニング技能士 (中小事業主資産相談業務)	50 名増加	52 名	104%
インターンシップの開催	50 名以上	56 名	112%
職場体験学習の開催	10 回以上	30 回	300%
年金等ライフプランニング相 談会参加者数	5,000 名以上	3, 715 名	74%

⁽注1)経営改善支援取組み率=経営改善支援先(正常先除く)/期初債務者数(正常先除く)

⁽注 2)経営改善先に対する債務者区分ランクアップ率=経営改善支援先のうち期初比債務者区分ランクアップ先/経営改善支援先数(正常先除く)

⁽注3)再生計画策定率=再生計画策定先数 (正常先除く)/経営改善支援先数 (正常先除く)

⁽注 4)中小企業再生支援協議会支援決定、千葉中小企業再生ファンド活用、RCC企業再生スキーム活用、DES・DDSの活用、再生企業に対するエグジットファイナンス実行、外部コンサルティング会社活用等の先数